

死後事務委任契約手数料について

当センターにていただく費用は下記の通りとなります。

■相続発生前のお手続き

死後事務委任契約公正証書作成 110,000円^(税込)

※公証役場への支払い手数料その他実費は別途必要となります。

■相続発生後のお手続き

死後事務委任契約執行 385,000円^(税込)～

基本業務として、下記の内容を含みます。

役所への死亡届その他役所手続、医療機関の退所手続、費用清算、葬儀手続、
埋火葬手続、住居明渡、遺品整理、公共料金の精算・住民税固都税等の清算手続

※事前のお打合せにより別途必要な手続やご希望される手続がある場合、追加でのお見積りとなります。

※葬儀社へ葬儀費用の支払、埋葬料その他死後事務の執行に係る実費等は別途必要となります。

※消費税は死後事務委任手続完了時点での税率を適用致します。

本料金表の消費税率は10%として記載しております。



一般社団法人

相続サポートセンター